

(別紙)

竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例 (令和5年竹富町条例第23号) の一部を次のとおり改正する。

別表竹富町観光案内人条例 (令和5年竹富町条例第24号) 第27条の規定により、登録引率事業者 (竹富町観光案内人条例第21条第10項に規定する登録引率事業者をいう。) が手数料の納付事務を代行する場合の項区分の欄中「第27条」を「第28条」に改め、「手数料の納付事務」を「特定自然観光資源の所在する区域への立入承認申請事務」に改める。

別表竹富町観光案内人条例 (令和5年竹富町条例第24号) 第27条の規定により、登録引率事業者 (竹富町観光案内人条例第21条第10項に規定する登録引率事業者をいう。) が手数料の納付事務を代行する場合の項の次に次のように加える。

|   |         |    |
|---|---------|----|
| 登録引率ガイドが、安全で質の高い自然観光事業の実現のために自己研鑽その他の取組を行うことを目的として、特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする場合 | 登録引率ガイド | 無料 |
|---|---------|----|

別表竹富町観光案内人条例第9条第10項の規定による観光ガイド免許証を有する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うために必要な知識及び技能を習得することを目的として、竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による登録引率ガイドの監督のもと特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする場合の項区分の欄中「竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による」を削る。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。